

旅行業者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行業者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第1385号	太平観光(株)	北垣 繁	東京都練馬区東 大泉七丁目38番 9号	令和7年1月22 日～1月30日ま での9日間の業 務停止(本社営 業所)	旅行業法第 19条第1項	令和5年3月8日に実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
②	観光庁 長官登録 第692号	(株)オリオンツアー	浅見 和晶	東京都中央区東 日本橋三丁目10 番6号	業務改善命令	旅行業法第 18条の3第1 項第6号	令和4年9月9日に実施した貸切バスを利用した旅行において、運送を引受けた貸切バス事業者が、運送の引受けに際して取引される手数料により、安全コストを割り込んで手数料が旅行会社に支払われたとして、道路運送法第10条違反で行政処分を受け、当該取引に関与した。